

令和 3 年 6 月

大 東 市 議 会

定 例 月 議 会 議 案

( 当 初 追 加 )

提 出

令和 3 年 6 月 1 日

議案第45号

大東市手数料条例の一部を改正する条例について

大東市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年6月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)の一部が、令和3年9月1日から施行され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)が改正されることに伴い、所要の改正を行うため。

大東市手数料条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日  
条 例 第 号

大東市手数料条例（平成12年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表中4の項を削り、5の項を4の項とし、6の項から19の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

印刷物番号

3 - 2 6